文書名	認定業務規程別表１
管理番号	Ｂ０１－０５
承認日	2017年1月31日

認定業務規程別表１　認定手数料の額および徴収方法（第９条関係）

１．認定手数料

有機農産物についての生産行程管理者（以下「生産行程管理者（農産)」という）

生産行程管理者（農産）の申請ほ場面積‥‥0.3ha以内／37,800円

以降0.3haごとに3,240円を加算する。

・グループ申請の場合は２名以降１名につき12,960円を加算する。

・グループ申請でなくても申請ほ場が複数県にまたがるなど広範囲の場合は地区ごとに２地区以降１地区について12,960円を加算する。

有機加工食品についての生産行程管理者（以下「生産行程管理者（加工)」という）

個人の生産行程管理者（加工）／ 64,800円

団体及び法人の生産行程管理者（加工）／108,000円

小分け業者

個人の小分け業者／ 64,800円

団体及び法人の小分け業者／108,000円

※ただし二種類の農林物資について小分けする事業者にあっては一方の認定手数料を半額に減免する。

２．認定手数料の徴収方法

申請書受理通知が当該登録認定機関から申請者に届いてから１０日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

（附則）

１．この別表は2010年3月1日より施行する

２．2013年2月23日改定

３．2014年2月11日改定。同年4月1日より発効

４．2014年6月28日改定

５．2017年1月31日改定